答 弁 第 三 二 五 号平成二十四年七月十三日受領

内閣衆質一八〇第三二五号

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆議院議長 横 路 孝 弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出防災集団移転促進事業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出防災集団移転促進事業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関する質

問に対する答弁書

一及び二について

機構においては、 地等に設定されている抵当権の取扱いについても、実態に応じた柔軟な対応がなされるものと承知してい わらず、 の抹消に応じることとしている。 に規定する集団移転促進事業をいう。 財政上の特別措置等に関する法律 (同条第一項に規定する移転促進区域をいう。 御指摘の その代金を住宅ローンの返済に充てる場合には、 当該宅地等に設定されている抵当権の抹消に応じており、 「抵当権の抹消」に関しては、 定の要件の下、 また、 (昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。) 第二条第二項 住宅ローンが完済されたか否かにかかわらず、 以下同じ。)が円滑に進められるよう、独立行政法人住宅金融支援 金融機関においては、 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の 以下同じ。)内に所有する宅地等に設定されてい 基本的には、 これまでも債務者が所有する宅地等を売却 債務者が移転促進区域内に所有する宅 住宅ローンが完済されたか否かにかか 債務者が移転促進区域 る抵当権

る。

備された住宅団地

移転促進区域内の住民が、移転促進区域内の土地を売却しなくても、集団移転促進事業により整

なお、

(法第二条第二項に規定する住宅団地をいう。)等へ移転することは可能である。